最終更新日：2016年6月29日

株式会社キョウデン
代表取締役社長　山口　鐘畿
問合せ先：取締役管理本部長　佐藤周一
証券コード：6881
http://www.kyoden.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業活動を通じて利益を上げ、継続的に企業価値を増大させることが企業としての使命であり、これらを実現するために、ステークホルダーに対する責任を果たしていかなければならないと考えております。
そのためには、内部統制、リスク管理を確立・向上させることにより、取締役会、監査役会、内部監査室、会計監査人等による監督機能の強化を図り、さらに個々人のコンプライアンス意識を高めていくことが重要であると認識し、また、コーポレート・ガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、企業統治の充実に取り組みます。
また、迅速かつ正確な情報開示に努めることで、信頼関係の構築を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－４．　議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】および
【補充原則３－１－２．　英語での情報の開示・提供】
当社は現在海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【原則４－８．　独立社外取締役の有効な活用】
2015年6月開催の定時株主総会において独立社外取締役１名を選任いたしました。当社は、更なるコーポレートガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の増員を検討しておりますが、適任者の選任には至っておりません。

【原則４－１０．　任意の仕組みの活用】および
【補充原則４－１０－１．　経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの重要な事項検討における独立社外取締役の適切な関与と助言】
当社は監査役会設置会社であって独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、現在の当社事業規模を勘案し任意の委員会の設置はいたしておりません。しかしながら、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの重要な事項検討にあたっては、独立社外取締役の適切な助言を得たうえで、取締役会で決定いたします。

【補充原則４－１１－３．　取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果】
取締役会の実効性の分析・評価に関しては、現在、その具体的な手法・内容及び実施時期等の検討を行っております。今後、検討結果に基づき、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．　いわゆる政策保有株式】
１．政策保有に関する方針
事業戦略上の重要性を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、政策保有株式等を保有していく方針です。

２．議決権の行使
保有株式の議決権につきましては、保有株式対象企業の価値向上に繋がるか、当社グループの企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断いたします。

【原則１－７．　関連当事者間の取引】
当社と支配株主との取引につきましては、会社法の定めに従い取締役会においてその取引内容および条件等の妥当性を十分審議し決定することといたしております。

【原則３－１．　情報開示の充実】
１．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社ホームページ（URL：http://www.kyoden.co.jp）に記載しております。

２．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「１．基本的な考え方」に記載のとおりです。

３．経営陣幹部・取締役の報酬決定
下記「コーポレート・ガバナンス体制の状況１.の【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

４．経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名
１）方針
経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名にあたっては、取締役会全体の相互補完的バランスを勘案しております。各候補者につきましては、経営専門家としての高度な倫理観・誠実性・価値観の保持や専門的な知見を有することを条件として選任・指名しております。また、社外取締役・社外監査役候補者につきましては、同時に独立性についても考慮して指名しております。

2）手続
経営陣幹部、取締役候補者につきましては社外取締役の助言を得たうえで、監査役候補者につきましては監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定いたします。

5. 取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役各候補者の選任・指名の理由につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則４－１－１.　経営陣に対する委任の範囲と概要】
当社では、取締役会で審議・決定する事項につきましては、取締役会規程に定めております。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則４－９.　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督機能及び役割が期待され、株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則４－１１－１.　取締役の選任に関する方針と手続】
当社取締役会は、適正かつ迅速な意思決定への寄与、リスク管理体制の整備、業務執行の管理・監督機能を考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定することを基本的な考え方としております。
取締役の選任に関する方針・手続きについては、【原則３－１－４. 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名】への対応に記載のとおりです。

【補充原則４－１１－２.　取締役・監査役の兼任状況】
事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼任状況を開示しております。

【補充原則４－１４－２.　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、新任役員につきましては、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図ってまいります。また、就任後も職務遂行に必要な情報を提供するとともに、外部セミナーへの参加を推進するなど研鑽の場を設けてまいります。

【原則５－１.　株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家の皆様に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社クラフト	17,189,400	32.88
橋本　浩	14,615,976	27.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,437,000	2.74
星川　輝	1,111,700	2.12
株式会社商工組合中央金庫	907,200	1.73
松井証券株式会社	629,500	1.20
キョウデン従業員持株会	368,854	0.70
株式会社三井住友銀行	332,640	0.63
三宅　司郎	308,000	0.58
株式会社横浜銀行	300,000	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	橋本浩
親会社の有無	なし

補足説明 更新

資本構成の【大株主の状況】は、平成28年3月末日時点の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、会社法の定めに従い取締役会においてその取引内容および条件等の妥当性を十分審議し決定することといたしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川　洋二	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川　洋二	○	該当事項なし	弁護士としての豊富な実績・見識を有しており、経営判断におきまして高度かつ専門的な助言、指導等、並びに、コーポレート・ガバナンスの強化を含めた当社の経営全般に対する監督を行っていることから選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、年間の監査計画に基づいて当社及び当社グループの業務監査、会計監査、情報システム監査、コンプライアンス監査を実施し、評価と提言を行い、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めております。監査結果は、代表取締役社長、及び監査役へ報告しております。
監査役は、提出日現在3名で、そのうち社外監査役は2名です。監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会等重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めております。また、監査役は、内部監査室と連携して事業所及び子会社の監査を行っております。
会計監査人との関係においては、法令に基づき会計監査報告書を受領し、相当性についての監査を行うとともに、相互に情報交換・意見交換を行う等の連携を行い、監査役監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細川清史	他の会社の出身者							△						
清水純一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細川清史	○	過去、当社の主要な取引銀行である株式会社八十二銀行に勤務しており、2005年3月に同行を退職しております。	金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有し、経営の客観性や中立性重視の観点から、社外監査役として当社の経営を監査するとともに、的確な助言を行っていることから選任しております。また、2005年3月まで、当社の主要な取引銀行である株式会社八十二銀行に在籍しておりましたが、同行からの借入依存度は突出しておらず、当社の経営に影響を与えるものではないことから、株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
清水純一	○	該当事項なし	金融機関の経営者としての豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、個々の職責と実績、経済情勢等を総合的に勘案し、独立社外取締役の適切な助言を得たうえで、取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告書において役員報酬の総額を開示しております。

役員区分ごとの報酬等の総額
　取締役6名　報酬等の額53百万円
　監査役4名　報酬等の額12百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会での決議により定められた報酬限度額の範囲内で、会社の業績や経営内容、個々の職責と実績、経済情勢等を総合的に勘案して、社外取締役の助言を得たうえで取締役会で決定いたします。また、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
なお、当社は、取締役については2006年6月29日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、監査役については2009年6月25日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役（社外監査役）の専任スタッフは配置しておりませんが、兼務スタッフ、もしくは内部監査室及び管理部門が、必要に応じて社外取締役（社外監査役）の監査・監督業務を支援しております。
また、重要な議題等については、その都度報告・事前説明をいたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役が半数以上を占める監査役会が経営を監査し、その健全性の確保に努めております。
監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会等重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めております。
取締役会は、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行っております。また、独立社外取締役を選任し経営の客観性と透明性を高めるとともに、指名・報酬等重要な事項の決定にあたっては適切な意見・助言を受けることにより、経営に対する監督機能の強化を図っております。
当社グループの統治体制としては、事業計画や予算等の進捗管理のため、各社の取締役会、経営会議への出席等により報告を受けております。また、各社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会に付議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記概要から、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、当社の事業規模においては最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より開かれた株主総会を目指し、集中日を避けた株主総会の開催に努めておりますが、曜日の巡り等により結果的に集中日になることがあります。
その他	招集通知の電子化を実施しており、発送の4営業日前に当社ホームページ等に掲載しております。また、決議通知につきましても、当社ホームページ等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	6月に開催。代表者より、決算・事業戦略の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページhttp://www.kyoden.co.jp/ IR情報の中で「決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、会社説明会資料等」を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動の報告をホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	迅速かつ正確な情報開示に努めることを方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、「業務の有効性、効率性の確保」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令・社内ルール等の遵守(コンプライアンス)」、「資産の保全」を目的に、内部統制委員会を設置し、内部統制の強化改善に努めております。
内部統制活動としては、相互牽制が有効に機能する組織の構築につとめております。また、外部コンサルタントの協力を得る一方、内部監査室がそれらの統制活動が、法遵守性を伴いながら、有効かつ効率的に機能しているかを常時モニタリングしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することを基本的な考え方としております。
具体的には、対応統括部署及び不当要求防止責任者を総務部とし、反社会的勢力及び団体から不当な要求を受けた場合には、外部専門機関及び弁護士等と連携を図りながら組織的に対応する体制を整備し、公安委員会・暴力追放運動推進センターより反社会的勢力に関する情報の収集等、外部の専門機関との連携に努めております。また、外注先、取引業者等の間で契約書を取り交わし、反社会的勢力と関係の有無を確認できる方法をとっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) リスク管理体制の整備状況
リスクの管理については、「リスクマネジメント規程」に基づき設置されたリスクマネジメント委員会の運用により対応しております。定期的に重点管理リスクを策定し、各事業部門はそのリスクへの対策の進捗状況を委員会へ報告し、委員会は重点管理リスクへのプロテクトの状況を取締役会へ報告しております。
当社及び当社グループの経営に重大な影響を与えるような事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要な対策を実施し、損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復を図っております。

(2) コンプライアンス体制の整備状況
当社及び当社グループの役職員の職務の執行が法令・社内ルール等及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動理念)を定め、コンプライアンス委員会を中心とする研修等により、全役職員に周知徹底をさせております。
また、当社及び当社グループの使用人からの通報相談を受け付ける社内・社外(弁護士)の通報相談窓口(ホットライン)を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を防止しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(4) 会計監査の状況
当社は有限責任監査法人トーマツとの間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。
業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数
指定有限責任社員・業務執行社員　岡田吉泰(2年)、小松聡(1年)
会計監査業務に係る補助者　公認会計士7名、その他6名

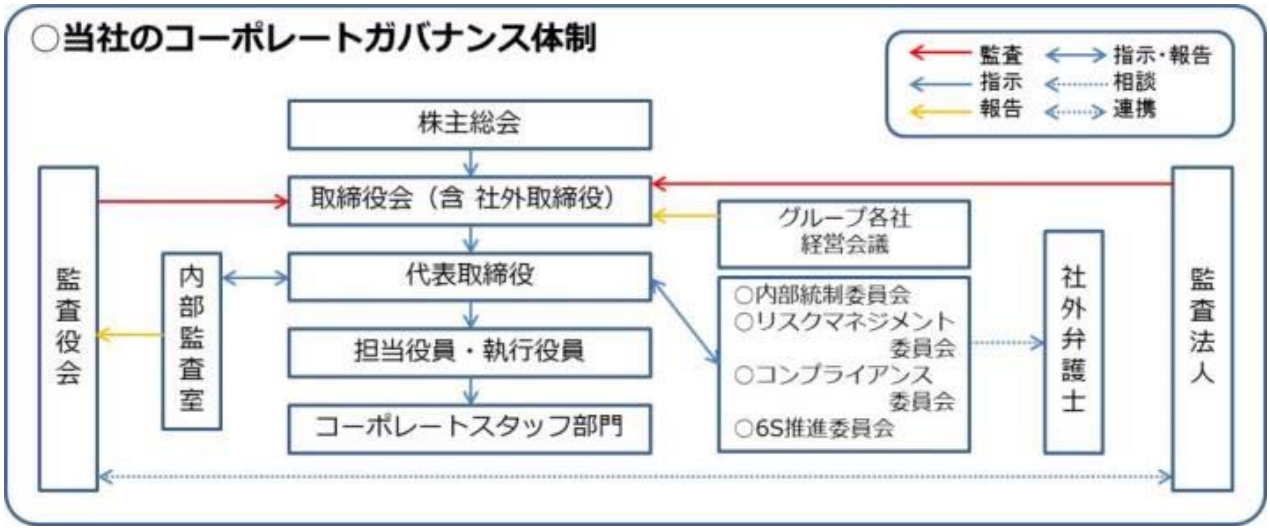
(5) 取締役の定数及び任期
当社の取締役は10名以内とし、その任期は1年とする旨、定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(8) 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
また、株主への機動的な利益還元を可能にするために、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(9) 自己株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。


○当社のコーポレートガバナンス体制
監査
指示
報告
指示・報告
相談
連携
株主総会
取締役会（含 社外取締役）
代表取締役
担当役員・執行役員
コーポレートスタッフ部門
監査役会
内部監査室
グループ各社
経営会議
○内部統制委員会
○リスクマネジメント委員会
○コンプライアンス委員会
○6S推進委員会
社外弁護士
監査法人